
刈谷市汚水適正処理構想

令和4年3月

刈 谷 市

目 次

1	総論	1
1.1	全県域汚水適正処理構想とは	1
1.2	構想見直しの目的	2
1.3	本市構想見直しの概要	3
2	刈谷市の汚水処理の現状	4
3	構想見直しの基本方針	5
4	処理区域の設定	6
5	構想のまとめ	7

1 総論

1.1 全県域污水適正処理構想とは

全県域污水適正処理構想（以下「全県構想」といいます。）とは、下水道、集落排水、合併浄化槽等の污水处理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて効率的かつ適正な整備を実施していくことや、今後も増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理を行っていくことを目的として策定するものです。

下水道、集落排水、合併浄化槽等の污水处理施設は、公共用水域の水質保全を主な目的として早期の普及が求められており、上水道や電気等と同様に、生活基盤として欠かせないライフラインです。また、市民の環境意識が高まる中で、健全な水循環や良好な水環境の形成、安全・快適なまちづくりを行う上で不可欠な施設としての役割もっています。

全県構想は、県下全域の污水处理施設の整備を計画的・効率的に実施することを目的として、市町村が作成した構想を県が取りまとめ公表することとなっています。刈谷市では、この基になる刈谷市污水適正処理構想（以下「本市構想」といいます。全県構想と兼ねる場合は「構想」といいます。）を作成します。市内全域で効率的な污水处理施設の整備を推進するためには、各種施設の特性を踏まえ、経済比較、水質保全効果、污水处理方法等の地域特性や地域住民の意向を考慮したうえで、効率的かつ適正な整備手法を選定することが必要不可欠です。

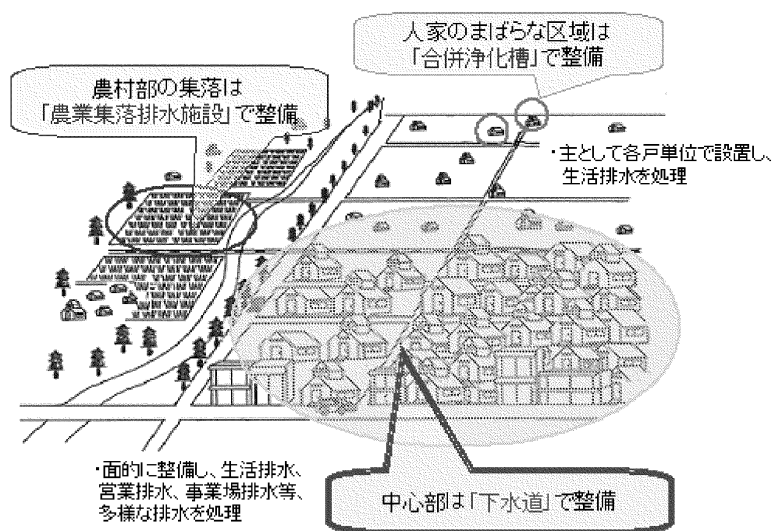


図 1-1 污水处理施設の概念図

1.2 構想見直しの目的

構想の着実な実行のため、ベンチマーク（指標）を設定し、そのベンチマーク（指標）に応じた目標値の達成に向けた進捗管理を行う必要があります。そのため汚水処理施設整備の進捗状況、社会情勢の変化及び将来人口の想定と実態の差異等を把握するため、定期的な点検を行い、点検の結果に差異が生じた場合は速やかに構想の見直しを行います。構想の履歴について表1に示します。

表 1 全区域汚水適正処理構想の履歴

回数	策定年度 (県)	策定年度 (刈谷市)	目的	参考 資料
当初	平成 8 年	平成 7 年	計画的・効率的な汚水処理のあるべき姿を示す	※1
第 1 回	平成 15 年	平成 15 年	費用関数の見直し 汚水施設の耐用年数の見直し	※2
第 2 回	平成 23 年	平成 23 年	人口減少などの社会情勢の変化の反映 汚水処理施設間の連携強化 住民意向の把握 費用関数の見直し 市町村合併の反映	※3
第 3 回	平成 28 年	平成 27 年	人口減少などの社会情勢の変化の反映 汚水処理施設間の連携強化 住民意向の把握 費用関数の見直し 今後 10 年での汚水処理概成 クイックプロジェクト活用を想定した効果的・効率的整備計画の反映	※4
		令和 2 年	計画区域の変更（下水道計画区域 0.3ha 追加）	
第 4 回 (今回)	令和 4 年 (予定)	令和 3 年	広域化・共同化の反映 未整備地区の徹底的な見直し	※4

※1：「全区域汚水適正処理構想策定マニュアル（案）」H5(社)日本下水道協会ほか農林省マニュアル・環境省マニュアル

※2：「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル（案）」H13(社)日本下水道協会ほか農林省マニュアル・環境省マニュアル

※3：「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル（案）」H20 国土交通省都市・地域整備局下水道部

※4：「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」H26 国土交通省都市、農林水産省、環境省

1.3 本市構想見直しの概要

本市では、平成 27 年度及び令和 2 年度に策定した刈谷市污水適正処理構想に基づき、公共下水道の整備を進めてきました。しかし、少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の流行による社会情勢の変化や節水機器の普及等、下水道事業を取り巻く環境が一層厳しくなっており、より効率的な整備と持続可能な事業運営のため、従来構想の点検を行いました。本市構想の見直しは主に以下の事項です。

- 現況値及び中間目標年度の変更に伴う人口、指標の見直し
- 下水道への区域外流入箇所を集合処理区域（公共下水道）へ追加

本市構想の計画目標年度は、「愛知県全域の全区域污水適正処理構想の見直しに関する基本方針」に基づき中間目標年度を令和 7 年度から令和 8 年度へ変更し、最終目標年度は従来と同様に令和 12 年度とします。

2 刈谷市の汚水処理の現状

刈谷市の汚水処理人口普及率^{※1}は、令和2年度末時点で約98%となっており、整備手法別の汚水処理人口及び普及率の推移を示します。なお、下図中の「未整備」には、汲み取りのほか、みなし浄化槽^{※2}の利用人口も含まれます。

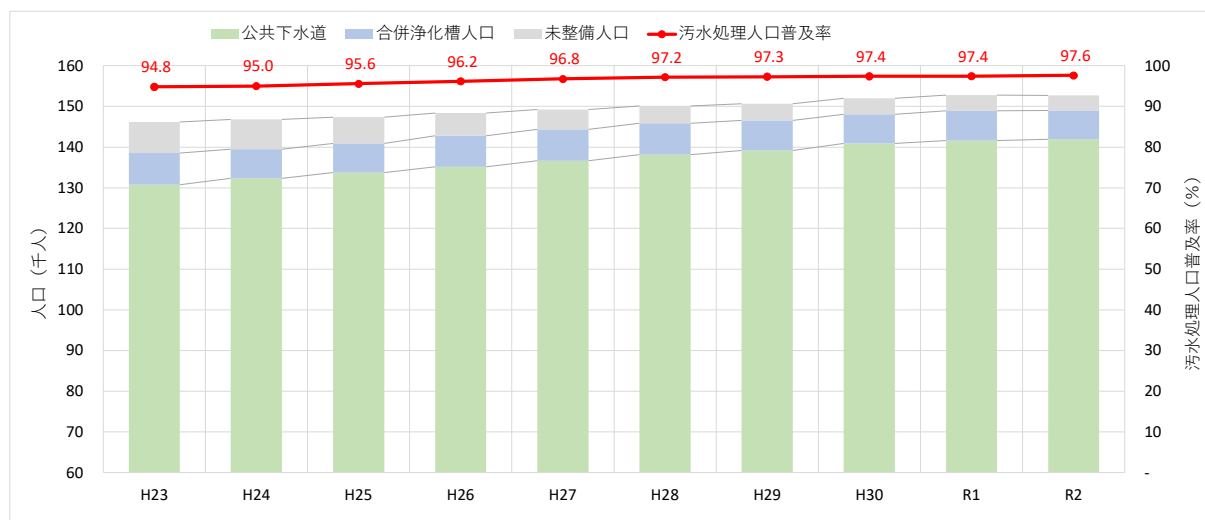


図 2-1 刈谷市の汚水処理人口及び普及率の推移

※1 汚水処理人口普及率：総人口に対して、下水道や合併浄化槽等で汚水を処理できる人口の割合 (%) をいう

※2 みなし浄化槽：単独浄化槽

3 構想見直しの基本方針

本市構想は、三省*策定の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成 26 年 1 月」（以下「マニュアル」といいます）に準拠して見直しを行います。本市構想では、全県構想との整合を図り、将来想定年度及び人口を設定します。

将来想定年度は、集合処理と個別処理の経済比較に用いる将来人口等を設定するための想定年度であり、汚水処理施設の完成年度とは異なります。

また、人口はマニュアルに準じて設定します。

[将来フレーム想定年度の設定]

現 況 基 準 年 度：令和 2 年度

中 間 目 標 年 度：令和 8 年度

将 来 想 定 年 度：令和 12 年度

[構想に用いる人口]

現 況 基 準 年 度：令和 2 年度の住民基本台帳人口

中 間 目 標 年 度：令和 8 年度の総人口

将 来 想 定 年 度：令和 12 年度の総人口

構想策定後は、概ね 5 年ごとに定期的な点検を行うものとします。点検内容は構想見直し時の将来人口の想定値と実績値を確認し、その差が大きい場合には、構想の見直しを適宜行います。

また、構想策定後の時間経過に伴う社会情勢の変化や都市計画等上位計画の大幅な見直し及び関連技術の大幅な進展等があった場合にも、構想の見直しを行います。

*国土交通省、農林水産省、環境省

4 処理区域の設定

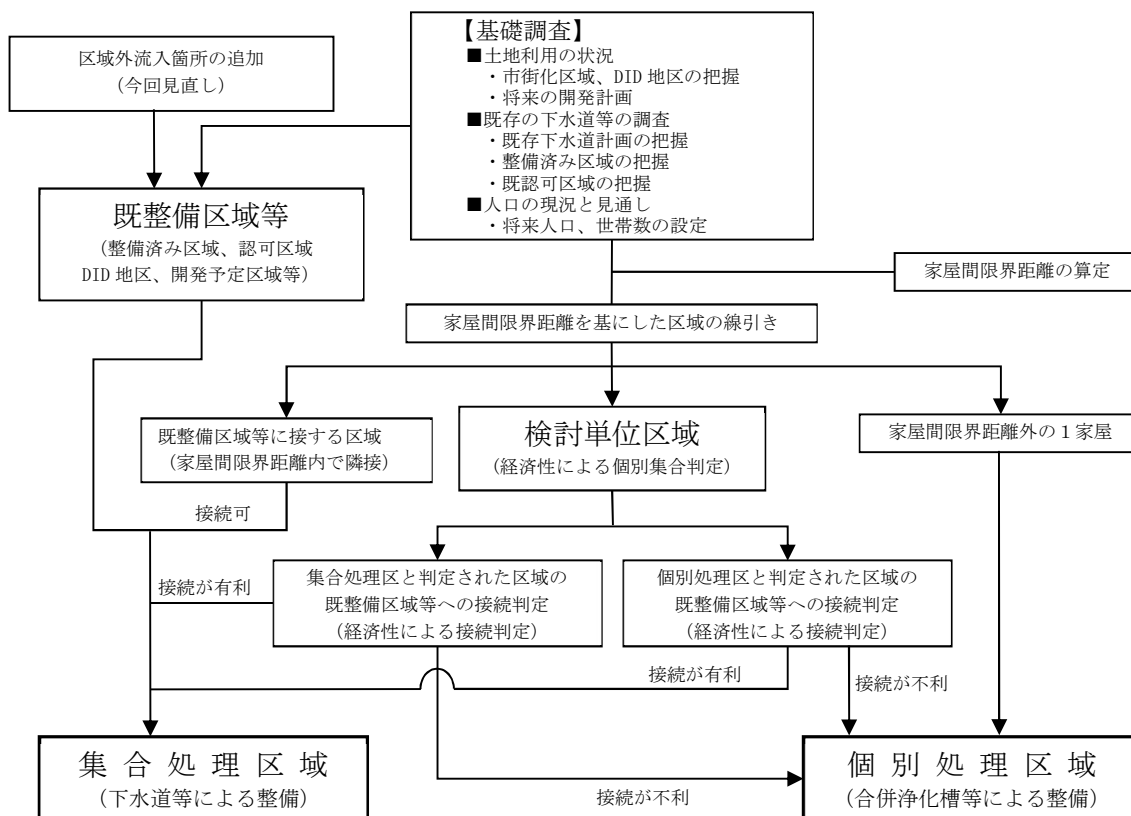


図 4-1 検討作業フロー

平成 27 年度の本市構想見直しでは、下水道計画区域内の未整備区域のうち、汚水発生の見込みがない市街化調整区域を集合処理区域から個別処理区域へ見直しました。

令和 2 年度の本市構想見直しでは、市街化調整区域への福祉施設の建設に伴い、個別処理区域から集合処理区域（公共下水道）へ見直しました。

今回の見直しでは平成 27 年度及び令和 2 年度の見直し結果に基づいた処理区域に加え、一部の下水道への区域外流入箇所を個別処理区域から集合処理区域（公共下水道）へ変更しました。

5 構想のまとめ

今回、見直した本市構想の内容を以下に示します。

表 2 本市構想見直し結果

項目		現況基準 令和 2 年度末 (2020 年度末)		中間目標 令和 8 年度末 (2026 年度末)		最終目標 令和 12 年度末 (2030 年度末)	
		人口 (人)	比率 (%)	人口 (人)	比率 (%)	人口 (人)	比率 (%)
		集合 処理 区域	公共下水道	141,927	93.0	146,988	94.2
	合併浄化槽	6,693	4.4	6,586	4.2	-	-
	未整備	3,590	2.4	2,154	1.4	-	-
	計	152,210	99.7	155,728	99.9	156,743	100.0
個別 処理 区域	合併浄化槽	437	0.3	214	0.1	74	0.0
	未整備	26	0.0	16	0.0	-	-
	計	463	0.3	230	0.1	74	0.0
汚水処理人口		149,057	97.6	153,788	98.6	156,817	100.0
未整備人口		3,616	2.4	2,170	1.4	-	-
合計		152,673	100.0	155,958	100.0	156,817	100.0

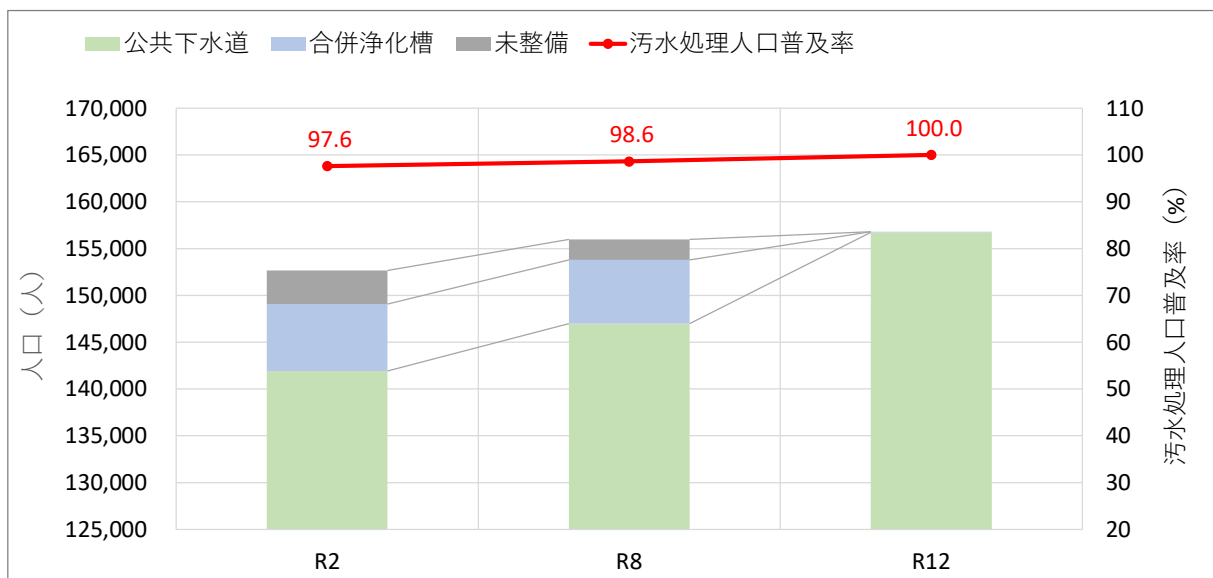


図 5-1 本市構想見直し結果

刈谷市汚水適正処理構想

発 行 令和 4 年 3 月

発行者 刈谷市役所水資源部下水道課

〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地

TEL : 0566-62-1029 / FAX : 0566-23-2087

E-mail : gesuidou@city.kariya.lg.jp
